介護サービス 利用の流れ

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

相談する

市区町村の窓口で、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあればその旨を伝えます。

認定 要介護認定を受ける

申請から認定までの手順 ▶右ページ参照

基本チェックリストを受ける

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

認 定

高 介護が必要な度合い 低

要介護度

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1

非該当

生活機能の低下がみられた方（事業対象者※）

※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

自立した生活が送れる

介護サービス（居宅サービス、または施設サービス）を利用できます。

ケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスを利用します。

介護予防サービスを利用できます。

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成し、サービスを利用します。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。（令和6年4月から）

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

一般介護予防事業を利用できます。（65歳以上のすべての方が利用可能）

●要支援1・2と判定された方は「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。

認定 要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。

要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。（更新申請も含みます）

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設

申請に必要なもの

- ☑ 申請書　市の窓口にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ☑ 介護保険証
- ☑ 健康保険の保険証
- ☑ マイナンバーと身元確認書類

※家族が代行申請の場合は、本人の印鑑が必要です。（認印可）

要介護認定（調査～判定）

申請をすると、訪問調査（市区町村の担当者などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る）が行われます。
その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。

認　定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」（要介護1～5、または要支援1・2）が決まります。
要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

要介護・要支援が該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けます。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【 ケアマネジャーの役割 】

- ●要介護認定の申請代行
- ●ケアプランの作成
- ●介護サービス事業者との連絡調整
- ●サービスの再評価とサービス計画の練り直し　など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。